

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、紙媒体による出版のみを対象としている現行著作権制度を見直し、電子書籍に対応した著作権の整備を行うとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、著作権に係る規定の改正

1 紙媒体による出版のみを対象としている現行著作権制度を見直し、電子書籍をインターネット送信すること等を引き受ける出版者に対して、著作権を設定することができることとする。

2 電子書籍に対応した著作権を設定した場合の著作権の内容、出版の義務、著作権の消滅の請求等について規定の整備を行うこと。

二、保護を受ける実演に係る規定の改正

著作権法による保護を受ける実演に、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民が行う実演を加え

ること。

三、施行期日

この法律は、平成二十七年一月一日から施行すること。ただし、二に関する規定は、視聴覚的実演に関する北京条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。